

社会保障と税の一体改革関連 8 法案、社会保障と税の一体改革集中審議

[議事録 5/10]

・税法附則第 18 条の 2 項に対する見解(対 3 党修正案提出者)

○吉川沙織君

さて、税法の方についてお伺いしたいと思います。

今回、三党合意に基づく修正により附則第 18 条に第 2 項が加えられています。この条文について、衆議院における議論を議事録で読み返してみると、民主、自民、公明の各党の理解に若干ずれがあるような感じを私は受けました。

本院においても既に多くの議論がなされていますが、消費税収を社会保障 4 経費に充てることは法律上明確に規定することになりますので、この点は全く異論はございません。

問題は、消費税収の増加分をどのように取り扱うかということになると思います。

今から 2 つ考え方を申し上げます。この 2



つについて前者か後者か、いずれかをそれぞれ三党の修正案発議者の先生方にお答えいただければと思いますが、一つ目、消費税収の増加分はそのまま国債発行額の減少とし、歳出総額を膨脹させないで、歳出の内訳として防災対策を含む経済成長分野へ資金を重点化するという立場。

二つ目、消費税収の増加分だけこれまで社会保障分野に充てていた赤字国債等の財源が浮くことになり、この分を防災対策を含む経済成長分野に活用することとし、したがって歳出総額は増加するという立場。

後者の立場の場合は、消費税収は社会保障分野に充てられることになっても、それと同等の財源がほかの歳出分野に回りますから、結果として消費税の増税で公共事業などを行うのと同様の効果を持つことになってしまいます。

公共事業を決して悪玉扱いするつもりはもちろんございませんし、経済成長が促されるよう戦略に基づいて歳出の質の向上を図ることの重要性ももちろん理解しています。

問題は、社会保障の充実、安定のために消費税の増税を国民の皆さんにお願いするという大前提がこれで崩壊することになりますので、国民の皆さんに対する重大な背信行為であると、言葉はちょっと過ぎるかもしれませんが、言わざるを得ません。

したがって、私は前者の立場しか取り得ないと考えますが、まず自民党の野田先生、よろしくお願いします。

### ○衆議院議員(野田毅君)



今回の消費税の引上げに伴う財政健全化への一歩前進という姿は、単年度ごとの帳じり合わせということに意味があるとは思いません。というのは、

毎年、高齢化が進んでいくことによって当然増的に1兆3,000億から5,000億これから増えていくわけですね。

だけど、毎年その分だけ消費税率を上げるという仕組みではありません。

ある程度、何年かに一遍という形でやります。

当然、単年度ごとに見れば、帳じり的には凸凹が出ます。ただ、それを全部、消費税の収入が増えた分だけ、同時に、その分の社会保障の高齢化に伴う経費増とでいえば多少差があります。その差が出た部分を全部今度はまた借金減額に回すという考え方とおっしゃったわけですけど、どちらかといえば、その部分の余裕は、消費税を充てるわけじゃないんだけど、今まで緊縮財政一本やりで、言わば、どういんでしょうかね、財政的に財政規律という名において削減ということに今まで傾きを、傾斜し過ぎていたのではないかと。

むしろ、これから日本のデフレ脱却への思いも込めて、例えば研究開発なり人材育成なり、それは減税を含めていいと思います。別途、歳出増を含めてもいいと思います。

あるいは、減災、防災等に使ってもいいと思います。

そういう攻めの財政という形にむしろ展開することによって、この消費税を含む財政の構造改革、歳入構造、歳出構造、この構造改革を、単年度ごとに帳じり合わせをするんじゃなくて、何年間かをパッケージにして頭に置いた上で、弾力的な、機動的な展開をしていきたいという意味で、機動的な対応が可能となる中でという表現を取っておると、そういうことです。

### ○吉川沙織君

次に、公明党の竹内先生、お願いします。

### ○衆議院議員(竹内譲君)



端的に申し上げます。

私どもは、基本的に一の立場を基本と考えております。

ただ、多少の防災、減災のためには建設国債も必要でしょうし、また、復興債のように、財源を担保した上での、私どもはニューディール債と言っておりますが、そういうものも必要でしょう。また、そのほかにも民間手法、レベニュー債のような民間手法をもって、民間の資金と知恵と力で公共事業をやるという

発想も必要ではないかということを申し上げているところでございます。

### ○吉川沙織君

民主党の古本先生、お願いします。

### ○衆議院議員(古本伸一郎君)



お答えいたします。

一か二かというお尋ねでありましたので、私は一の方だと考えています。

すなわち、この度御負担をお願いして消費税を引き上げた分は、これは法律の1条にも明記してございますけれども、社会保障の関係4経費、年金、医療、介護及び子ども・子育てに限定して使わせていただくということでございます。

今、一だと言ったその論拠は、今、野田毅先生からお話ございましたけれども、消費税を何に使うかということに関しては今申し上げたとおりなんです。その以降の話として、確かに財政のフレーム、予算編成をする際に、入りが増えるわけですから、それから、出は今まで我慢してきた分を使えるものがあつたら使いたいというのが今、野田先生のお話だったと思うんですが、この度の三党の合意ではそこまでは合意に至っていない

いというのがポイントなんです。

ただ、消費税を上げる環境にはしていかなきゃならない。

つまり経済です。景気を良くしていくためにはどういったことがあるんだろうかというのが附則の 18 条、御指摘の中に記載したわけであります。当然に防災、減災もあれば、成長に資する分野への投資ということもあると思います。

そのための財源はどこから来るかというのは別途の予算編成になると思いますので、そのときの内閣の考えを縛るつもりは毛頭ございません。

続きの議事録(6/10)は、[こちら](#)です。